

日卸連発第 175 号

令和 5 年 3 月 28 日

会員代表者（理事長・会長） 殿
会員構成員代表者 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会 長 鈴 木 賢
(公 印 省 略)

医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について

日頃より、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月 24 日、独立行政法人国立病院機構が九州地区で発注した医薬品の入札に関し、独占禁止法に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会より当連合会の複数の会員構成員が、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことにつきましては、厳粛に受け止めております。

令和 5 年 3 月 27 日、当連合会会長に対して、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官名により「医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について」（別添）の通知が発出されました。

本通知において、「公的医療保険制度の下、医療用医薬品の流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要があり、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。」とされ、当連合会及び会員構成員においては、今般の事案を受けて、改めて、独占禁止法をはじめとする関係法令の遵守を徹底するよう要請されたところです。

つきましては、今回の事案を機に、当連合会並びに正会員及び会員構成員が令和 3 年 5 月通常総会において決議した「コンプライアンス宣言」に立ち返り、独占禁止法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、疑わしい行動は一切行わないなど、二度とこのような事案を引き起こすことがないよう、改めて、コンプライアンスの徹底をお願いいたします。

産情発 0327 第3号
令和5年3月27日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官



医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について

令和5年3月24日、独立行政法人国立病院機構が九州地区で発注した医薬品調達的一般競争入札（平成28年5月から令和元年6月までの間）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（不当な取引制限）を行ったとして、公正取引委員会より複数の医薬品卸売販売業者に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令と課徴金納付命令があったところである。

公的医療保険制度の下、医療用医薬品の流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要があり、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。

貴連合会及び会員各社においては、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底に取り組んでいるところと承知しているが、今般の事案を受けて、改めて、コンプライアンスの徹底を要請する。